

平成19年9月28日

投資主各位

東京都港区六本木六丁目10番1号
森ヒルズリート投資法人
執行役員 鈴木 統一郎

第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、本投資法人の第2回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成19年10月15日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

※規約第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成したものとみなされる投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

記

1. 日 時 平成19年10月16日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー 49階
「六本木アカデミーヒルズ49 オーディトリアム」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員2名選任の件
- 第3号議案 監督役員3名選任の件

以上

【お願い】 ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主に限り代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【ご案内】 ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.mori-hills-reit.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

◎本総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である森ビル・インベストメントマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）、並びに「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第66号）の施行による、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」といいます。）及びその他投資法人に関わる法令の整備・改正に伴い、参照条文、語句等の整理を行うものであります。
- (2) 「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）の施行により、短期投資法人債の発行が可能となることから、本投資法人の機動的かつ効率的な資金調達を可能とするため、第35条の規定を変更するものであります。
- (3) 法令諸規則の変更等を受け、運用の基本方針の範囲内で本投資法人の資産運用に必要、又は有益と認められる資産への投資を可能とするため、運用する資産の種類について変更を行うものであります。
- (4) 会計監査人の責任を合理的な範囲に限定して、会計監査人が監査にあたり期待される役割を十分に發揮できるよう規定を新設するものであります。
- (5) 将来、海外の不動産等への投資についての規制が見直され、投資対象としての制限が緩和若しくは解除された場合に備えて、第32条の規定を変更するものであります。上記見直しが行われるまでは従前と同様、海外の不動産等への投資は行いません。
- (6) 本投資法人の設立に際して必要とされた事項につき、現状不要となった文言を削除するものであります。
- (7) その他、条文の新設、削除に伴い条数の変更等条文の整備のために所要の変更を行うとともに、定義の明確化を行うものであります。

2. 変更の内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めようとするものであります。
(変更箇所は下線の部分であります。)

現 行 規 約	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (商号) 本規約で設立する投資法人は、森ヒルズリート投資法人 <u>(以下「本投資法人」という。)</u> と称し、英文ではMORI HILLS REIT INVESTMENT CORPORATIONと表示する。	第1条 (商号) 本投資法人は、森ヒルズリート投資法人と称し、英文では MORI HILLS REIT INVESTMENT CORPORATIONと表示する。
第3条 (本店の所在する場所) (記載省略)	第3条 (本店の所在地) (現行どおり)
第4条 (公告の方法) 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。	第4条 (公告方法) 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第2章 投資口	第2章 投資口
第5条 (発行する投資口の総口数) 1. 本投資法人の発行する投資口の総口数は、200万口とする。 2. (記載省略) 3. 本投資法人は、第1項の <u>投資口数</u> の範囲内において、役員会の承認を得て <u>投資口の追加発行</u> を行うことができる。 <u>当該投資口の追加発行における</u> 1口当たりの <u>発行価額</u> は、本投資法人に属する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な <u>価額</u> として役員会が承認する <u>価額</u> とする。	第5条 (発行可能投資口総口数等) 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、200万口とする。 2. (現行どおり) 3. 本投資法人は、第1項の <u>発行可能投資口総口数</u> の範囲内において、役員会の承認を得て、 <u>その発行する投資口を引き受ける者の募集</u> を行うことができる。 <u>募集投資口</u> (当該募集に応じて当該投資口の受けの申し込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。) 1口当たりの <u>払込金額</u> は、本投資法人の保有する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な <u>金額</u> として役員会が承認する <u>金額</u> とする。

現 行 規 約	変 更 案
<p>第6条　（投資口の取扱に関する事項）</p> <p>本投資法人が発行する投資証券の種類、<u>投資口の名義書換</u>（証券保管振替制度による実質投資主（以下「実質投資主」という。）に関する名簿（以下「実質投資主名簿」という。）への記載又は記録を含む。以下同じ。）、<u>質権の登録及びその抹消</u>、投資証券の再発行その他の手続並びにその手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定めるところによる。</p>	<p>第6条　（投資口の取扱いに関する事項）</p> <p>本投資法人が発行する投資証券の種類、<u>投資主名簿</u>（証券保管振替制度による実質投資主（以下「実質投資主」という。）に関する名簿（以下「実質投資主名簿」という。）を含む。以下同じ。）への記載又は記録、投資証券の再発行その他の手続及びその手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定めるところによる。</p>
<p>第7条　（投資法人が常時保持する最低限度の純資産額）</p> <p>本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000万円とする。</p>	<p>第7条　（投資法人が常時保持する最低純資産額）</p> <p>本投資法人の最低純資産額は、5,000万円とする。</p>
第3章　投資主総会	第3章　投資主総会
<p>第9条　（招 集）</p> <ol style="list-style-type: none"> 本投資法人の投資主総会は、その開催場所を東京都区内として、2年に1回以上開催する。 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合の他、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定める順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。 投資主総会を招集するには、<u>会日から2ヶ月前に会日を公告し、会日から2週間に各投資主に対して書面にて通知する。</u> 	<p>第9条　（投資主総会の招集）</p> <ol style="list-style-type: none"> 本投資法人の投資主総会は、その開催場所を東京都区内として、原則として2年に1回以上開催する。 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合の他、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定める順序に従い執行役員の1名が、<u>役員会の承認を受けて</u>、これを招集する。 投資主総会を招集するには、<u>投資主総会の日の2ヶ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、投資主に対して、書面をもってその通知を発する。</u>
<p>第10条　（議 長）</p> <p>（記載省略）</p>	<p>第10条　（投資主総会の議長）</p> <p>（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第11条 (決議) 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合<u>の他</u>、出席した投資主の議決権の過半数でこれを行う。</p>	<p>第11条 (投資主総会の決議方法) 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合<u>を除き</u>、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>第12条 (議決権の代理行使)</p> <ol style="list-style-type: none"> 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議決権を行使することができる。 前項において当該投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会<u>毎</u>にその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出し又はかかる書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しなければならない。代理権を証する書面上に記載すべき情報を電磁的方法により提供しようとする投資主又は代理人に選任された投資主は、<u>あらかじめ</u>、本投資法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 	<p>第12条 (議決権の代理行使)</p> <ol style="list-style-type: none"> 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。 前項において当該投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会<u>ごと</u>にその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出し又はかかる書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しなければならない。代理権を証する書面上に記載すべき情報を電磁的方法により提供しようとする投資主又は代理人に選任された投資主は、本投資法人に対し、予めその用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
<p>第14条 (電磁的方法による議決権の行使)</p> <p><u>本投資法人は、役員会の決議をもって、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使することができる旨定めることができる。</u></p>	<p>第14条 (電磁的方法による議決権の行使)</p> <ol style="list-style-type: none"> 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

現 行 規 約	変 更 案
<p>第15条 (みなし賛成)</p> <p>1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成<u>した</u>ものとみなす。</p> <p>2. 前項の規定に基づき議案に賛成<u>した</u>ものとみなされる投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>	<p>第15条 (みなし賛成)</p> <p>1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成<u>する</u>ものとみなす。</p> <p>2. 前項の規定に基づき議案に賛成<u>する</u>ものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>
<p>第16条 (基準日)</p> <p>本投資法人は、役員会の決議を経て法令に従い予め公告して定める基準日における最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録質権者をもって、<u>投資主総会において</u>権利を行使すべき投資主又は登録質権者とする。</p>	<p>第16条 (基準日)</p> <p>本投資法人は、役員会の決議を経て法令に従い予め公告して定める基準日における最終の投資主名簿に記載され又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、<u>その</u>権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者とすることができる。</p>
<p>第17条 (投資主総会議事録)</p> <p>投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名、記名押印又は電子署名する。作成した議事録は10年間、本投資法人の本店に備え置く。</p>	<p>第17条 (投資主総会議事録)</p> <p>投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。作成した議事録は投資主総会の日から10年間、本投資法人の本店に備え置く。</p>
<p>第4章 執行役員、監督役員及び役員会</p>	<p>第4章 役員及び役員会</p>
<p>第18条 (執行役員及び監督役員の員数並びに役員会の構成)</p> <p>本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（但し、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とし、執行役員と監督役員は役員会を構成する。</p>	<p>第18条 (役員の員数及び役員会の構成)</p> <p>本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（但し、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とし、執行役員及び監督役員（以下「役員」という。）は役員会を構成する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第19条 <u>(執行役員及び監督役員の選任及び任期)</u></p> <p>1. <u>執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議をもって選任する。</u></p> <p>2. <u>執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。但し、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</u></p>	<p>第19条 <u>(役員の選任及び任期)</u></p> <p>1. <u>役員は、投資主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>役員の任期は、選任後2年とする。但し、補欠として又は増員のために選任された役員の任期は、前任者又は先任者の残存任期と同一とする。</u></p>
<p>第20条 <u>(執行役員及び監督役員の報酬の支払基準)</u></p> <p>本投資法人の<u>執行役員及び監督役員の報酬の支払基準及び支払の時期</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p>	<p>第20条 <u>(役員の報酬の支払基準)</u></p> <p>本投資法人の<u>役員の報酬の支払基準及び支払の時期</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p>
<p>第21条 <u>(執行役員及び監督役員の賠償責任)</u></p> <p>本投資法人は、<u>執行役員又は監督役員による法令又は本規約に違反する行為に関する責任</u>について、<u>当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任すべき額から以下に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。</u></p>	<p>第21条 <u>(役員の賠償責任)</u></p> <p>本投資法人は、<u>投信法第115条の6第7項に基づき、任務を行ったことによる役員の損害賠償責任について、法令の限度において、役員会の決議によって免除すること</u>ができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1) 役員会の決議の日の属する営業期間 <u>(第36条にいう営業期間をいう。以下同じ。) 又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行上の対価として本投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(第2号に定めるものを除く。)の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の4年分に相当する額</u></p> <p>(2) 当該執行役員又は監督役員が本投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4を乗じた額とのいずれか低い額</p>	(1) ~ (2) (削除)
<p>第22条 (招集及び議長)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 役員会の招集通知は、会日の3日前までに、<u>執行役員及び監督役員の全員</u>に対して発する。但し、<u>執行役員及び監督役員の全員</u>の同意を得て、招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。</p>	<p>第22条 (役員会の招集及び議長)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 役員会の招集通知は、会日の3日前までに、<u>全役員</u>に対して発する。但し、<u>全役員</u>の同意を得て、招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。</p>
<p>第23条 (決議)</p> <p>役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、<u>その構成員の過半数が出席の上、出席者の過半数の議決</u>をもって行う。</p>	<p>第23条 (役員会の決議方法)</p> <p>役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、<u>議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その過半数</u>をもって行う。</p>
<p>第24条 (役員会議事録)</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名、記名押印又は電子署名する。作成した議事録は本投資法人の本店に<u>10年間備え置く</u>。</p>	<p>第24条 (役員会議事録)</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した<u>役員</u>が、これに署名、記名押印又は電子署名する。作成した議事録は<u>役員会の日から10年間、本投資法人の本店に備え置く</u>。</p>

現 行 規 約	変 更 案
第5章 会計監査人	第5章 会計監査人
第26条 (会計監査人の選任) 会計監査人は、投資主総会において選任する。	第26条 (会計監査人の選任) 会計監査人は、投資主総会の決議によって選任する。
(新設)	第28条の2 (会計監査人の賠償責任) <u>本投資法人は、会計監査人の投信法第115条の6 第1項の責任について、会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度とする旨の契約を会計監査人と締結することができる。</u>
第6章 資産運用の対象及び方針	第6章 資産運用の対象及び方針
第30条 (投資方針) 1. (記載省略) 2. (記載省略) 3. (記載省略) 4. (記載省略) 5. 本投資法人は、保有する資産の組入比率が以下の各号に適合するよう資産運用を行ふものとする。 ①特定不動産（不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権もしくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。	第30条 (投資方針) 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) 5. 本投資法人は、特定不動産（不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権もしくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上となるように資産運用を行ふものとする。

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>②その有する資産の総額のうちに占める租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）（以下「租税特別措置法」という。）第67条の15第9項に規定する不動産等の価額の割合として財務省令で定める割合を100分の75以上とする。</u></p>	
<p>第31条 （資産運用の対象とする、(i) 特定資産の種類、目的及び範囲並びに(ii) 特定資産以外の資産の種類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人の主要な投資対象は、<u>不動産等及び不動産対応証券</u>とする。 2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) (記載省略) (2) (記載省略) (3) (記載省略) (新設) (4) 不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合せて信託する包括信託を含むが、有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行令」という。）第3条第1号に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するものを除く。） (5) 信託財産を主として<u>不動産、不動産の賃借権又は地上権</u>に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。） 	<p>第31条 （資産運用の対象とする、(i) 特定資産の種類、目的及び範囲並びに(ii) 特定資産以外の資産の種類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人の主要な投資対象は、<u>不動産関連資産</u>とする。 2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) 地役権 (5) 不動産、土地の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合せて信託する包括信託を含む。） (6) 信託財産を主として第1号乃至第5号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

現 行 規 約	変 更 案
<p>(6) 匿名組合出資持分（投信法施行令第3条第16号に定めるもの）のうち、<u>主として本項第1号から第5号に掲げる資産に対する投資として運用することをその営業の目的とするもの。</u></p>	<p>(7) 匿名組合出資持分（<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）</u>（以下「投信法施行令」という。）第3条第8号に定めるもの）のうち、当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（有価証券（投信法施行令第3条第1号に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）</p>
<p>(7) 信託財産を主として第6号に掲げる匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>有価証券に該当するものを除く。）</u></p>	<p>(8) 信託財産を主として第7号に掲げる匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p>
<p>3. 不動産対応証券とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含む。）第2条第6号に規定する特定出資（実質的に前項第1号から第5号に掲げる資産に投資することを目的とする場合に限る。）</p> <p>(2)～(4)（新設）</p>	<p>3. 不動産対応証券とは、<u>裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする</u>、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含む。）（以下「<u>資産流動化法</u>」という。）第2条第9項に定める優先出資証券</p> <p>(2) 資産流動化法第2条第13項及び第15項に定める特定目的信託の受益証券</p> <p>(3) 投信法第2条第7項に規定する受益証券</p> <p>(4) 投信法第2条第15項に規定する投資証券</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産関連資産の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) <u>有価証券（第2項第6号及び本項第8号に掲げる匿名組合出資持分のうち証券取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条2項3号に基づき有価証券とみなされるもの及び前号に掲げるものを除く。）</u></p> <p>(5) <u>金融先物取引等に関する権利（投信法施行令第3条第13号に定めるものをいう。）</u></p> <p>(6) <u>金融デリバティブ取引に関する権利（投信法施行令第3条第14号に定めるものをいう。）</u></p> <p>(7) <u>金銭債権（投信法施行令第3条第11号に定めるものをいう。）</u></p> <p>(8) <u>匿名組合出資持分（投信法施行令第3条第16号に定めるもの）のうち、第2項第6号に掲げるものを除いたもの。</u></p>	<p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産関連資産の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) <u>デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令第3条第2号に定めるものをいう。）</u></p> <p>(5) <u>金銭債権（第4号及び第10号に該当するものを除く。投信法施行令第3条第7号に定めるものをいう。）</u></p> <p>(6) <u>匿名組合出資持分（投信法施行令第3条第8号に定めるもの）のうち、第2項第7号に掲げるものを除いたもの（有価証券に該当するものを除く。）</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
(7) ~ (10) (新設)	<p>(7) 実質的に不動産等に投資（間接的に不動産等に投資することを目的とするものを含む。）することを目的とした、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号。その後の改正を含む。）に規定する特例有限会社の出資持分、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）に規定する合同会社の出資持分、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号。その後の改正を含む。）に規定する投資事業有限責任組合の出資持分、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号。その後の改正を含む。）に規定する有限責任事業組合その他の法人等の出資持分（有価証券に該当するものに限る。）</p> <p>(8) 民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。以下同じ。）第667条に規定する組合の出資持分（但し、不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権を出資することにより設立され、その賃貸、運用又は管理等を目的としたものに限る。）（有価証券に該当するものに限る。）</p> <p>(9) 前各号、第10号及び第5項第1号乃至第3号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(10) 有価証券（第2項、第3項及び前各号において有価証券に該当するものを除く。）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>5. 本投資法人は、不動産等への投資に付随する以下に掲げる特定資産以外の資産に投資することができる。</p> <p>(1) 有限会社法（昭和13年法律第74号。 <u>その後の改正を含む。）第18条に規定する有限会社の出資持分（実質的に第2項第1号から第7号に掲げる資産に投資することを目的とする場合に限る。）</u></p> <p>(2) （記載省略）</p> <p>(2) ~ (6) (新設)</p>	<p>5. 本投資法人は、不動産等への投資に付随する以下に掲げる特定資産以外の資産に投資することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 著作権法（昭和45年法律第48号。<u>その後の改正を含む。）に基づく著作権等</u></p> <p>(3) 動産（民法で規定されるもののうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に付加されたものをいう。）</p> <p>(4) 資産流動化法第2条第6項に規定する特定出資（実質的に不動産等に掲げる資産に投資することを目的とする場合に限る。）</p> <p>(5) 各種保険契約に係る権利（不動産関連資産の投資に係るリスクを軽減することを目的とする場合に限る。）</p> <p>(6) その他不動産等の運用に付随するもので、当該不動産と併せて取得することが適当と株式会社東京証券取引所が認める権利及び資産</p>
<p>第32条 (投資制限)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人は、前条第4項第<u>5</u>号に掲げる金融先物取引等に係る権利及び第<u>6</u>号に掲げる金融デリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p>	<p>第32条 (投資制限)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本投資法人は、前条第4項第<u>4</u>号に掲げるデリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>3. 本投資法人は、国外に所在する不動産、国外に所在する不動産を対象とする前条第2項第2号乃至第7号に掲げる資産及び国外に所在する不動産を対象とする不動産対応証券への投資は行わない。</p> <p>4. 本投資法人は、外貨建資産又は外国証券市場で主として取引されている有価証券への投資は行わない。</p>	(削除)
第7章 資産の評価	第7章 資産の評価
(新設)	<u>第33条の2 (資産評価の原則)</u> <u>本投資法人は、運用資産の評価に際しては、評価結果の信頼性を確保するために、継続性の原則を遵守して、投資主の利益のために慎重かつ忠実にかかる業務を行うものとする。</u>
<p>第34条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、<u>次のとおり</u>投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) 第31条第2項第1号乃至第3号に定める不動産、不動産の賃借権<u>及び</u>地上権 (記載省略)</p> <p>(2) 第31条第2項第4号に定める不動産、土地の賃借権<u>又は</u>地上権を信託する信託の受益権 (記載省略)</p>	<p>第34条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. <u>本投資法人は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って運用資産を評価する。本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資対象資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下の規定に従うものとする。</u></p> <p>(1) 第31条第2項第1号乃至第4号に定める不動産、不動産の賃借権、<u>地上権及び地役権</u> (現行どおり)</p> <p>(2) 第31条第2項第5号に定める不動産、土地の賃借権、<u>地上権又は地役権</u>を信託する信託の受益権 (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 第31条第2項第<u>5</u>号に定める信託財産を主として<u>不動産、不動産の賃借権又は地上権</u>に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (記載省略)</p> <p>(4) 第31条第2項第<u>6</u>号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 (記載省略)</p> <p>(5) 第31条第2項第<u>7</u>号に定める信託財産を主として第31条第2項第<u>6</u>号に掲げる匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (記載省略)</p> <p>(6) 第31条第3項及び第31条第4項第<u>4</u>号に定める有価証券 (記載省略)</p> <p>(7) 第31条第4項第<u>5</u>号及び第<u>6</u>号に定める金融先物取引等に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利 ①取引所に上場している金融先物取引等及びデリバティブ取引により生じる債権及び債務 (記載省略)</p>	<p>(3) 第31条第2項第<u>6</u>号に定める信託財産を主として<u>第31条第2項第1号乃至第5号に掲げる資産</u>に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (現行どおり)</p> <p>(4) 第31条第2項第<u>7</u>号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 (現行どおり)</p> <p>(5) 第31条第2項第<u>8</u>号に定める信託財産を主として第31条第2項第<u>7</u>号に掲げる匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (現行どおり)</p> <p>(6) 第31条第3項及び第31条第4項第<u>10</u>号に定める有価証券 (現行どおり)</p> <p>(7) 第31条第4項第<u>4</u>号に定めるデリバティブ取引に係る権利 ①取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務 (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>②取引所の相場がない非上場金融先物取引等及びデリバティブ取引により生じる債権及び債務 (記載省略)</p>	<p>②取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務 (現行どおり) 但し、上記①②にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用できるものとする。また、金利スワップ等に関する金融商品会計における特例処理及び為替予約等に関する外貨建取引等会計処理基準における振当処理の適用を妨げない。</p>
<p>(8) 第31条第4項第<u>7</u>号に定める金銭債権 (記載省略)</p> <p>(9) (記載省略)</p>	<p>(8) 第31条第4項第<u>5</u>号に定める金銭債権 (現行どおり)</p> <p>(9) (現行どおり)</p>
<p>2. 資産運用報告書等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するものとする。</p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権 原則として、不動産鑑定士による鑑定評価等により求めた評価額。</p> <p>(2) 不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権並びに不動産に関する匿名組合出資持分 (記載省略)</p>	<p>2. 資産運用報告書等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するものとする。</p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権、地上権及び地役権 原則として、不動産鑑定士による鑑定評価等により求めた評価額。</p> <p>(2) 不動産、土地の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権並びに不動産に関する匿名組合出資持分 (現行どおり)</p>
<p>3. (記載省略)</p>	<p>3. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
第8章 借入れ及び投資法人債の発行	第8章 借入れ及び投資法人債の発行
第35条 (借入金及び投資法人債発行の限度額等)	第35条 (借入金及び投資法人債発行の限度額等)
<p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債の発行を行うことがある。なお、資金を借入れる場合は、<u>証券取引法第2条第3項第1号</u>に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。</p> <p>2. 前項に係る借入金及び投資法人債の発行により調達した資金の使途は、資産の取得、修繕、分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（敷金及び保証金の返還並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等とする。</p> <p>3. （記載省略）</p> <p>4. （記載省略）</p>	<p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことがある。なお、資金を借入れる場合は、<u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下同じ。）</u>第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業（同条第8項に規定する有価証券関連業に該当するものに限る。）又は同条第4項に規定する投資運用業を行うものに限る。）その他の財務省令で定めるものに限る。）からの借入れに限るものとする。</p> <p>2. 前項に係る借入金及び投資法人債の発行により調達した資金の使途は、資産の取得、修繕、分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（敷金及び保証金の返還並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等とする。但し、<u>短期投資法人債の発行により調達した資金の使途又は目的については、法令に定める範囲に限られるものとする。</u></p> <p>3. （現行どおり）</p> <p>4. （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
第9章 計算	第9章 計算
<p>第36条 (営業期間及び決算期) 本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月末日まで、及び8月1日から翌年1月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。<u>但し、第1期の営業期間は、本投資法人成立の日から平成19年1月末日までとする。</u></p>	<p>第36条 (営業期間及び決算期) 本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月末日まで、及び8月1日から翌年1月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。</p>
<p>第37条 (金銭の分配の方針) 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額の計算方法 ①投資主に分配する金銭の総額のうち、投信法第136条第1項に定める利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される利益（決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額（純資産額）から出資総額、及び出資剩余金（出資総額等）並びに評価差額金の合計額を控除した金額をいう。）とする。</p>	<p>第37条 (金銭の分配の方針) 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額の計算方法 ①投資主に分配する金銭の総額のうち、投信法第136条に定める利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される利益（決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額（純資産額）から出資総額、及び出資剩余金（出資総額等）並びに評価・換算差額等の合計額を控除した金額をいう。）とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>②分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得の金額」という。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができる。</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) 分配金の分配方法</p> <p>本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3ヶ月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載のある投資主又は登録質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略)</p>	<p>②分配金額は、原則として租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得の金額」という。）の100分の90に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てができる。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 分配金の分配方法</p> <p>本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3ヶ月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p>
第10章 業務及び事務の委託	第10章 業務及び事務の委託
<p>第38条（投資信託委託業者に対する資産運用報酬）</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者（以下「投資信託委託業者」という。）に支払う資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、本規約の一部を構成する別紙1に定めるとおりとする。</p>	<p>第38条（資産運用会社に対する資産運用報酬）</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、本規約の一部を構成する別紙1に定めるとおりとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第39条　（業務及び事務の委託）</p> <p>1. 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を投資信託委託業者に、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。</p> <p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であつて、投信法第<u>111</u>条に定める事務（以下「一般事務」という。）を第三者に委託する。</p> <p>3. <u>本投資法人の成立後に委託する事務のうち</u>、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務、投資法人債の名義書換に関する事務、<u>投資証券及び投資法人債の発行に関する事務</u>及び投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第<u>124</u>条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）は、適宜、役員会が選任する一般事務受託会社に対し、当該各事務を委託することとする。</p>	<p>第39条　（業務及び事務の委託）</p> <p>1. 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を資産運用会社に、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。</p> <p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であつて、投信法第<u>117</u>条に定める事務（以下「一般事務」という。）を第三者に委託する。</p> <p>3. 本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資法人債券の発行に関する事務及び投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第<u>169</u>条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）は、適宜、役員会が選任する一般事務受託会社に対し、当該各事務を委託することとする。</p>
第11章　附則	第11章　附則
制定 平成18年1月27日 変更 平成18年3月10日 (新設)	制定 平成18年1月27日 変更 平成18年3月10日 変更 平成19年10月16日

現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙1</p> <p><u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬</p> <p><u>投資信託委託業者</u>に支払う運用委託報酬の計算方法及び支払時期はそれぞれ以下のとおりとし、本投資法人は、<u>投資信託委託業者</u>の指定する銀行口座へ振込の方法により、当該運用委託報酬を支払うものとする。</p> <p>1. 運用委託報酬体系</p> <p>(1) 運用報酬</p> <p>①本投資法人の前決算期における本投資法人に属する資産（以下「運用資産」という。）の総額に0.4%を上限として別途合意する料率を乗じた金額に各営業期間の実日数を乗じ365で除した金額（1円未満切捨）を当該営業期間の運用報酬とする。 <u>但し、本投資法人の第1期の営業期間に限り、取得した各不動産等の取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に要する費用を除く。）の合計額に0.4%を上限として別途合意する料率を乗じた金額に、不動産等の取得日（同日を含む。）から第1期の決算期（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除した金額（1円未満切捨）とする。</u></p> <p>②運用資産の総額は、不動産関連資産の取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除く。以下同じ。）の合計額とする。</p>	<p>別紙1</p> <p><u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬</p> <p><u>資産運用会社</u>に支払う運用委託報酬の計算方法及び支払時期はそれぞれ以下のとおりとし、本投資法人は、<u>資産運用会社</u>の指定する銀行口座へ振込の方法により、当該運用委託報酬を支払うものとする。</p> <p>1. 運用委託報酬体系</p> <p>(1) 運用報酬</p> <p>①本投資法人の前決算期における本投資法人に属する資産（以下「運用資産」という。）の総額に0.4%を上限として別途合意する料率を乗じた金額に各営業期間の実日数を乗じ365で除した金額（1円未満切捨）を当該営業期間の運用報酬とする。</p> <p>②運用資産の総額は、不動産関連資産の取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除く。以下同じ。）の合計額とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
(2) 取得報酬 本投資法人が特定資産を取得した場合、その取得価額に1.0%（但し、利害関係者（運用会社の利害関係取引規程における定義に従う。）からの取得については、0.5%）を上限として別途合意する料率を乗じた金額（1円未満切捨）を取得報酬とする。	(2) 取得報酬 本投資法人が特定資産を取得した場合、その取得価額に1.0%（但し、利害関係者（資産運用会社の利害関係取引規程における定義に従う。）からの取得については、0.5%）を上限として別途合意する料率を乗じた金額（1円未満切捨）を取得報酬とする。
(3) 譲渡報酬 本投資法人が特定資産を譲渡した場合、その譲渡価額（但し、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用を除く。）に0.25%を上限として別途合意する料率を乗じた金額（1円未満切捨）を譲渡報酬とする。	(3) 譲渡報酬 本投資法人が特定資産を譲渡した場合、その譲渡価額（但し、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用を除く。）に0.25%を上限として別途合意する料率を乗じた金額（1円未満切捨）を譲渡報酬とする。
2. 運用委託報酬の支払時期	2. 運用委託報酬の支払時期
(1) 運用報酬 当該営業期間の決算期まで（但し、第1期については、取得日から3ヶ月以内に運用会社に対して支払うものとする。）	(1) 運用報酬 当該営業期間の決算期まで
(2) 取得報酬 本投資法人による当該特定資産の取得日が属する月の翌月末日まで	(2) 取得報酬 本投資法人による当該特定資産の取得日が属する月の翌月末日まで
(3) 譲渡報酬 本投資法人による当該特定資産の譲渡日が属する月の翌月末日まで	(3) 譲渡報酬 本投資法人による当該特定資産の譲渡日が属する月の翌月末日まで

第2号議案 執行役員2名選任の件

執行役員鈴木統一郎は、本投資主総会の終了をもって一旦辞任したい旨の申し出がありました。つきましては、任期途中で辞任しました前任者の分も含めて執行役員2名の選任をお願いするものであります。本議案は、平成19年9月13日の役員会において、監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。また、当該執行役員候補者からは平成19年9月13日付で就任の承諾を得ております。

なお、本議案における執行役員2名の任期は、本投資法人の規約第19条第2項の規定により、選任される本投資主総会終了時より2年間となります。
※印は、新任執行役員候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴並びに本投資法人における 地 位 及 び 担 当	所 有 す る 本投資法人 の投資口数
1	鈴木 統一郎 (昭和29年7月26日生)	昭和53年4月 森ビル株式会社 設計部建築 設計グループ 昭和57年4月 同社 企画部開発グループ 昭和62年4月 森ビル商事株式会社 営業部 営業グループ 平成12年4月 森ビル株式会社 アセット& プロパティマネジメントプロ ジェクトグループ 担当部長 平成14年1月 森ビル・アーバンファンド株 式会社（現：森ビル・インベ ストメントマネジメント株式 会社）出向 同社 代表取締 役社長 平成17年3月 同社 代表取締役会長 平成17年6月 同社 取締役会長（現任） 平成18年2月 本投資法人 執行役員（現 任）	0口

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴並びに本投資法人における地位及び担当	所有する本投資法人の投資口数
2 ※	もり 森 (昭和34年9月20日生) ひろし 寛	昭和57年4月 阪急電鉄株式会社 入社 平成11年6月 同社 総合企画室調査役 平成14年4月 阪急不動産株式会社 出向 同社 経営統括室長 平成15年6月 同社 取締役経営統括室長 平成16年4月 阪急リート投信株式会社 出向 同社 取締役財務企画部長 平成16年10月 同社 取締役財務企画部長兼 投資運用部長 平成19年4月 森ビル・インベストメントマ ネジメント株式会社 入社 同社 顧問 平成19年6月 同社 代表取締役社長（現 任）	0口

注：鈴木統一郎は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している森ビル・インベストメントマネジメント株式会社の取締役であります。なお、平成18年2月3日付で金融庁長官より投信法第13条に基づく投資信託委託業者の取締役についての兼職承認を受けております。

森寛は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している森ビル・インベストメントマネジメント株式会社の代表取締役であります。なお、投信法第13条に基づく投資信託委託業者の取締役についての兼職承認を金融庁長官に申請中であります。本投資法人の執行役員就任は、かかる兼職承認を受けた後となります。

第3号議案 監督役員3名選任の件

監督役員3名は、本投資主総会の終了をもって一旦辞任したい旨の申し出がありました。つきましては、投信法及び本投資法人の規約の定めにより、あらためて、執行役員の員数に1を加えた監督役員3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における監督役員3名の任期は、本投資法人の規約第19条第2項の規定により、選任される本投資主総会終了時より2年間となります。また、当該監督役員候補者からは平成19年9月13日付で就任の承諾を得ております。

候補者番号	氏　　名 (生　年　月　日)	略歴並びに本投資法人における 地　位　及　び　担　当	所　有　す　る 本投資法人の投資口数
1	や　　ない　　のぼる 箭　内　　昇 (昭和22年1月21日)	昭和45年4月 株式会社日本長期信用銀行 事務部法規担当 昭和49年10月 同社 広島支店 昭和51年3月 同社 企画部企画室 昭和56年9月 同社 人事部人事担当 昭和61年4月 同社 公共金融部副参事役 昭和63年4月 同社 ニューヨーク支店副支 店長 平成4年4月 同社 企画部企画室長 平成6年4月 同社 営業第二部長 平成9年6月 同社 取締役営業第二部長 平成9年10月 同社 取締役新宿支店長 平成10年4月 同社 執行役員新宿支店長 平成10年9月 アローコンサルティング事務 所代表（現任） 平成15年6月 株式会社りそな銀行 取締役 監査委員会委員長 平成15年6月 株式会社りそなホールディン グス 取締役監査委員会委員 長（現任） 平成18年2月 本投資法人 監督役員（現 任）	0口

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴並びに本投資法人における地 位及び担当	所持する本投資法人の投資口数
2	小杉丈夫 (昭和17年3月23日)	昭和43年4月 大阪地方裁判所判事補 昭和47年7月 ローブス・アンド・グレイ法 律事務所夏期研修員 昭和47年9月 鉄道地方・家庭裁判所判事補 昭和49年6月 松尾法律事務所入所 昭和50年8月 ミルバンク・トウイード・ハ ドレイ・アンド・マックロイ 法律事務所研修員 昭和51年8月 エス・ジー・アーチバルド法 律事務所研修員 平成5年1月 筑波大学大学院経営・政策科 学研究科非常勤講師 平成8年10月 金融法学会監事（現任） 平成11年4月 船員中央労働委員会公益委員 平成13年9月 日米法学会理事（現任） 平成16年11月 弁護士法人松尾綜合法律事務 所社員弁護士（現任） 平成17年1月 船員中央労働委員会 会長代 理 平成18年2月 本投資法人 監督役員（現 任） 平成19年1月 船員中央労働委員会 会長 (現任)	0口
3	田村誠邦 (昭和29年5月13日)	昭和52年4月 三井建設株式会社 昭和61年10月 株式会社シグマ開発計画研究 所 平成2年9月 同社 取締役 平成9年4月 株式会社アークプレイン代表 取締役（現任） 平成18年2月 本投資法人 監督役員（現 任）	0口

注：各候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

その他の参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項による「みなし賛成」の定めの適用はございません。

なお、上記の第1号議案、第2号議案及び第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

(メモ欄)

(メモ欄)

投資主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木六丁目10番1号

六本木ヒルズ森タワー 49階

「六本木アカデミーヒルズ49 オーディトリアム」

電話：03-6406-9300（代表）



<交通のご案内>

○地下鉄日比谷線六本木駅より 1C出口 徒歩0分（コンコースにて直結）

○地下鉄大江戸線六本木駅より 3番出口 徒歩4分

(注) 会場最寄駅 日比谷線六本木駅

六本木ヒルズ地上2階の六本木アカデミーヒルズ入口からお入りください。

お願い：会場周辺の道路および駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。